

平成 31 (2019) 年度
赤い羽根地域福祉活動活性化特別配分



地域における**防災意識向上**のための**研修会**等の開催又は
防災訓練の実施

地域における高齢者・障害者・児童など福祉的な支援を必要とする者を中心とした**居場所づくり事業**の**拡充**

地域の福祉課題を的確に捉え、先駆性又は独自性を有して**その課題解決に向けた効果が期待**できる事業

1 団体に対する**配分限度額は 50 万円以内**。自己負担率は 15%以上。(機器備品の整備事業の配分限度額は 30 万円以内。) 配分の対象経費は原則として、事業の実施及び目標達成に必要と認められる経費。※配分対象外の事業及び経費を定めています。

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに実施される事業が対象です。

申請受付期限
2019 年 6 月 20 日
まで

配分決定時期
2019 年 8 月 (予定)

※【実施要領・申請書】については、
栃木県共同募金会のホームページをご確認ください。

【お問合せ・申請書提出先】

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
社会福祉法人 栃木県共同募金会 電話：028-622-6694 (担当: 池田)

平成 31 (2019) 年度
赤い羽根地域福祉活動活性化特別配分実施要領

1 目的

災害等準備金を取り崩した資金を活用し、県内の各地域において地域の福祉課題の解決に取り組む活動を支援することにより、赤い羽根共同募金による地域福祉の一層の推進を目的とする。

2 財源

大規模災害に備えて栃木県共同募金会（以下、「本会」という。）が積み立てている災害等準備金のうち、災害への対応に活用した分の残余について、積立期間が 3 年を経過し取り崩した資金を配分の財源とする。

3 配分対象

栃木県内において、地域の福祉課題の解決に向けた事業を行う者のうち、次の各号の要件を満たした団体を対象とする。

- (1) 主に栃木県内で活動する民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- (2) 3 名以上で構成され、団体としての活動実績が 1 年以上であること。
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報等を公開できること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- (4) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。

4 配分の対象事業

平成 31 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に実施される地域の福祉課題の解決を目的とした事業であって、次のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 地域における防災意識向上のための研修会等の開催又は防災訓練の実施
- (2) 地域における高齢者・障害者・児童など福祉的な支援を必要とする者を中心とした居場所づくり事業の拡充
- (3) その他、地域の福祉課題を的確に捉え、先駆性又は独自性を有してその課題解決に向けた効果が期待できると本会会長が認める事業

5 配分の対象経費

原則として、事業の実施及び目標達成に必要と認められる経費とする。

6 配分対象外の事業及び経費

- (1) 事業費の額が 5 万円未満の事業
- (2) 10 万円未満の機器備品の購入又は機器備品のリース
- (3) 汎用性の高い事務用品の購入
- (4) 全国大会や研修会等への参加に要する経費
- (5) 人件費及び団体の管理運営に要する経費
- (6) 施設整備又は自動車整備
- (7) 上記 4 の (2) について、既存の事業の継続を目的とする経費
- (8) 公的補助金又は民間助成団体の助成金を財源として行われる事業のうち補助等の対象となるもの

7 配分限度額及び自己負担率

1 団体に対する配分限度額は 50 万円以内とし、自己負担率は 15% 以上とする。ただし、機器備品の整備事業の配分限度額は 30 万円以内とする。

8 配分の申請

1 団体が申請できるのは、1 事業とする。

配分を希望する者は、配分申請書（別記様式 1）に次の各号に掲げる書類を添付して、本会に提出する。

- (1) 会則・定款等の組織規程
- (2) 前年度の事業報告書及び決算書
- (3) 今年度の事業計画書及び予算書
- (4) 機器備品の購入について申請する場合には、見積書及びカタログ
- (5) 日頃の団体の活動の様子が分かる資料（パンフレット、新聞記事など）

9 申請受付の期限

平成 31 (2019) 年 6 月 20 日 (木) (消印有効) までとする。

10 配分金の決定（通知）

配分委員会で申請内容を審査し、配分金の交付を決定したときは、申請のあった年の 8 月末日までに申請者に通知する。

1 1 配分金の交付請求

配分金の交付を受けようとするときは、本事業配分金交付請求書（別記様式 2）に必要書類を添付の上、本会に提出する。

1 2 配分金の交付

本会は配分金交付請求書の内容が、適正であることを確認の上、当該団体の預貯金口座あてに送金する。

1 3 事業実施完了後の報告及び周知

事業実施後は 2 週間以内に、実績報告書（別記様式 3）に必要書類を添付の上、本会に提出すること。

また、本事業による配分を受けて事業を実施する場合、事業実施時や会報及びホームページ等に、赤い羽根共同募金の助成を受けている旨を明示すること。

1 4 配分金の取り消し

本会は、配分を決定した者又は配分金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、配分金の全部又は一部の決定を取り消し、返還させることができる。

- (1) 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 配分の対象となった事業を他の財源で実施したとき
- (3) 配分金を申請以外の用途に使用したとき
- (4) 申請事業内容又は資金計画等に変更の必要が生じた際に、本会の承諾を得ずに事業を実施したとき